

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	一
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一
○道路の供用開始(二件)	(同)	二
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定	(同)	三
○車両制限令第三条第四項に定める道路の指定	(同)	三
○土地改良区役員の仕事	(東部地方振興事務所)	四
公 告		
○採石業務管理者試験の実施	(産業立地推進課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(森林整備課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告	(契約課)	七
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		七
公安委員会		
○宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則		七
正 誤		
○宮城県公報号外第八号(平成三十一年三月二十二日付け)中		八

告 示

○宮城県告示第六百五十四号

県営葉坂地区土地改良事業(区画整理事業) 変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年七月三十日から令和元年八月二十八日まで

三 縦覧場所

柴田町役場

○宮城県告示第六百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

城下地区

二 処分の年月日

令和元年七月二十六日

○宮城県告示第六百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年七月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四七号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
加美郡加美町宮崎字南一番四地先から 同郡同町宮崎字南一番四地先まで		前	九・五 一・一〇	五三・四
		後	九・五 一三・五	五三・四

○宮城県告示第六百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年七月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 涌谷田尻線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市田尻大沢字柳沢中一 八番一地先から 同市田尻大沢字柳沢中一 無番地先まで		前	一五・〇 一六・四	五八・〇
		後	一三・八 一五・八	五八・〇

○宮城県告示第六百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年七月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町志津川字清水浜九〇番六地 先から 同郡同町志津川字荒坂六一番三地先まで		前	五・〇 八・五	三七二・〇
		後	八・〇 三三・〇	三七二・〇

○宮城県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年七月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四七号	加美郡加美町宮崎字南一番四地先から 同郡同町宮崎字南一番四地先まで	令和元年 七月三十日

○宮城県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年七月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字清水浜九〇番六地先から 同郡同町志津川字荒坂六一番三地先まで	令和元年 七月三十一日

○宮城県告示第六百六十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	三九八号	登米市迫町北方字谷地前一八一番一地从先から栗原市若柳字川南新田東五一九番一地从先まで	令和元年 七月三十一日
県 道	大和松島線	黒川郡大和町吉岡東一丁目一〇番一〇地先から同郡同町吉岡東三丁目二番一五地先まで	
県 道	塩釜港線	塩竈市貞山通二丁目三五番一〇地先から同市港町二丁目三三五番一〇地先まで	
県 道	築館登米線	栗原市築館字萩沢後沢道北六番一地从先から同市若柳字川南新田東五一九番一地从先まで	
県 道	石巻港イン ター線	東松島市赤井字八反谷地六九番二地从先から同市赤井字南三二二五番一〇地先まで	
県 道	石巻女川イ ンター線	石巻市蛇田字東道下二八番一〇地先から同市蛇田字東道上一四七番地先まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保持せ、交通の危険を防止するため、縦〇・一二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・一二メートル以上の地が黒色

の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

○宮城県告示第六百六十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	三九八号	登米市迫町北方字谷地前一八一番一地从先から栗原市若柳字川南新田東五一九番一地从先まで	令和元年 七月三十一日
県 道	塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字一本杉一〇番地先から同郡同町落合舞野字渉戸東八六番二地先から同郡同町落合舞野字音無一六番三地先まで	
県 道	仙台松島線	宮城県利府町春日字岩沢八番一地从先から同郡松島町根廻字音無一六番三地先まで	
県 道	仙台塩釜線	黒川郡大和町吉岡東一丁目一〇番一〇地先から同郡同町吉岡東三丁目二番一五地先まで	
県 道	大和松島線	黒川郡大和町吉岡東一丁目一〇番一〇地先から同郡同町吉岡東三丁目二番一五地先まで	
県 道	塩釜港線	塩竈市貞山通二丁目二七番地先まで	
県 道	仙台空港線	名取市下増田字小沼二八番一地从先から同市植松字新橋一〇五番一地从先まで	
県 道	仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目五一一番一地从先から同市町前二丁目一五一一番一地从先まで	
県 道	築館登米線	栗原市築館字萩沢後沢道北六番一地从先から同市若柳字川南新田東五一九番一地从先まで	
県 道	仙台三本木線	黒川郡大和町まの四丁目六番一〇番八地先から同郡同町落合松坂字滝ノ沢五〇番八地先まで	

5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 洲崎防災林造成業務委託 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結の翌日から令和二年三月二十五日まで
- 4 履行場所 宮城県東松島市野蒜字洲崎地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二一一二一一三三三五)へ令和元年八月十六日(金)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
 - (二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 3 宮城県水産林政部森林整備課治山班（担当 原 央晶 電話〇二二一二二二二九三三）
入札説明書の交付期限

- 4 令和元年八月二十六日（月）午後五時まで

- 4 一般競争入札参加資格審査
入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- 5 入札書の提出期限及び場所

- (一) 日時 令和元年九月六日（金）午後五時まで

- (二) 場所 2に同じ。

- (三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- 6 開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和元年九月九日（月）午前十時

- (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課

- 5 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者

- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

- 六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするのの有無 無

- 7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Services to be Procured : Development of Suzuki disaster prevention forest

- 2 Period of Contract : From day after contract settlement to March 25, 2020

- 3 Deadline for Bid Submission : September 6, 2019, 5 : 00 pm.

- 4 Place and Time for Bid Selection : September 9, 2019, 10 : 00 a.m. Forest Development Division, Fisheries and Forestry Department 12th floor of Miyagi Prefectural Government Building

- 5 Contact Information : Land Restoration Section, Forest Development Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan (Contact : Teruaki Hara, Tel : 022-211-2923)

- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年七月三十日

正 誤

○宮城県公報号外第八号(平成三十一年三月二十二日付け) 中

ページ 段 行 正

二九 上 後ろか 第二条第四号

ら一〇

第四条第四号 誤